生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h



▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

1. 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路



2. 道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路



3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4. 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と指定されている生活道路では、最高速度は 30km/h ではなく 40km/h となります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察